

令和4年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年9月2日

招集年月日	令和4年9月2日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年9月2日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		11 番	佐々木美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	—		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年9月2日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第5号	健全化判断比率の報告について
報告第6号	資金不足比率の報告について
議案第62号	固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認について
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
議案第63号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第64号	安芸太田町議会議員及び安芸太田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
議案第65号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）
議案第66号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第67号	令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号	令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第69号	令和4年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）
認定第1号	令和3年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について

令和4年第5回定例会
(令和4年9月2日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第5回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から御手元に配付のとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から、説明員を委任したことについて、御手元に配付した写しのとおり、通知がありました。6月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情等は御手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。去る8月26日に広島市で開催された広島県町議会議長会主催の研修会に、議員派遣をいたしました。その結果につきましては御手元に配付した報告書のとおりです。監査委員から6月及び7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、ごらんください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。皆さんおはようございます。9月の定例議会が始まりました。本定例議会におきましてもですね、議員の皆様方の十分な御審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。それでは行政報告でございますが、御手元に配付した資料の読み上げをもって報告にかえさせていただきたいと思っております。

行政報告。

1、戦没者追悼平和祈念式典について、8月15日、役場本庁で安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典を開催しました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、遺族会や原爆被害者の会、町関係者合わせて109人が参列されました。また、参列いただけなかった方にも、戦没者追悼と恒久平和を祈念いただくため、正午に、防災行政無線でサイレンを鳴らし、黙祷を呼びかけました。さらに、本年は、戦争による被害の実態を伝え、平和の尊さについて考えていただくために、8月10日から17日まで、役場本庁で「広島証言、被爆者を語る」の上映会及び「貞子と折鶴ポスターの展示」を行い、

多くの方に来場いただきました。

2、安芸太田町らしい教育の在り方懇話会について、本町のあるべき教育、また、本町らしい教育、さらには、本町として、どんな子供を育てていきたいのかを示す教育大綱の策定に向けて、安芸太田町らしい教育の在り方懇話会を設置し、第1回目の会合を7月30日に開催しました。当日は委員の初顔合わせということで、今後の懇話会の進め方について協議し、あわせて、町の概要や保育、教育の取組についての紹介をいたしました。第2回会合は10月5日の予定であり、議員を始め、町民の皆様にも振るって御参加いただければ幸いです。

3、ハザードマップの配布、自治会との情報交換について、地域の土砂災害警戒区域や洪水による浸水想定といった、危険か所の注意喚起を図るため、梅雨時期を迎えるにあたり、全戸にハザードマップを配布いたしました。また、配布後は、ハザードマップの見方や、避難指示等の発令時に取っていただきたい行動や避難の方法、防災情報の意味を知っていただくための説明会を順次開催しており、これまで4か所の自治会や自主防災組織との情報交換を実施しております。また、今年度は3年ぶりに、安芸太田町防災会議を対面で開催させていただき、本格的な災害シーズンを迎える梅雨時期の前に、貴重な意見交換をさせていただきました。

4、生涯活躍のまち筒賀拠点整備計画策定委員会について、昨年度のワークショップで協議いただいた様々な御意見や御提言を踏まえ、筒賀地区における拠点整備に向けた基本計画を取りまとめるため、第1回目の策定委員会を8月19日に開催いたしました。会合では、委員長、副委員長を選考し、今後の策定委員会の進め方や審議内容、審議のスケジュール等について協議しました。委員は10人、会議は公開とし、毎月1回のペースで開催する予定であり、また、広く町民の声を伺うために、今後は、適宜町民との意見交換会も開催することとなりました。

5、広島サミット県民会議への参画について、7月21日に広島サミット県民会議設立総会が開催され、本町も構成員として出席しました。同県民会議は、広島県、広島市のほか、県内全自治体、産業経済団体、観光、交通運輸団体、医療衛生団体等の77団体で構成され、令和5年5月に開催される広島サミットの成功に向け、県全体の総力を結集するために設立されました。本町も、G7広島サミット及び関連事業の成功に加えて、この機会に、安芸太田町をしっかりと発信できるよう、県民会議並びに事務局との連携を密に図ってまいります。

6、第二次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略施策評価について、第二次長期総合計画に定めた令和3年度の実施事業について、同計画の後期基本計画策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の評価、成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、8月23日のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、各委員から御意見をいただいたところであり、これらの御意見を踏まえながら、引き続き、各施策の目標達成に向けて頑張っております。

7、安芸太田町地域公共交通会議について、6月28日に安芸太田町地域公共交通会議を開催し、令和3年度の交通行政施策の報告を行うとともに、本年度策定する次期地域公共交通計画及び定額タクシーにデジタルの要素を導入する生活MaaS社会実装事業について説明を行いました。各委員からは、地域公共交通計画の策定に当たって、広く利用者の声を把握するとともに、持続可能な公共交通の在り方を検討してほしい旨の御意見をいただきました。

8、地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊は、8月1日付で、新たに2人が着任し、現在7人が活動しております。新たに着任した隊員は、1人が、地域商社あきおおたにおいて、主に観光を通じた関係人口の創出に取り組み、もう1人は自伐型林業に取り組んでおります。今年度の新規採用予定の残り3人については、引き続き求人サイト等で募集を行っています。また、6月10日に戸河内ふれあいセン

ターメイプルホールで開催した地域おこし協力隊活動報告会は、町内外から約50人に参加をいただき、活発な意見交換等も行われ、今後の活動につながる有意義なものでございました。

9、集落支援員について、昨年度から欠員となっていた加計地区の集落支援員が、8月1日付で着任いたしました。加計支所を拠点として、集落の維持が困難となりつつある周辺集落を中心に巡回点検を行い、住民の声を聞きながら、集落の維持活動を推進してまいります。引き続き、筒賀地区の集落支援員の配置についても鋭意取り組んでまいります。

10、ごみ分別説明会開催状況等について、ごみ分別に関する周知、啓発推進のため、町内各所において、ごみ分別説明会を開催し、地域サロン等を含め、8月末日現在で31か所、合計479人の方に御参加をいただいています。また、議会でも御指摘いただいた、ごみ分別五十音事典は、年内の各戸配布を目指し鋭意作成中でございます。

11、有害鳥獣講習会と集中捕獲期間について、適切な有害鳥獣対策について周知を図ることを目的として、7月26日に、鳥獣被害対策研修会を開催し、19人が参加されました。広島県西部農業技術指導所職員を講師として招き、イノシシを始めとする鳥獣の生態を知るとともに、適切な電気柵の設置方法等について講義を受けました。秋季にも継続して同様の研修を開催し、地域全体で農地を守る意識の醸成を図りたいと考えております。また、8月1日から10月31日を集中捕獲期間とし、鳥獣被害対策自治体60人、4自治体補助員3人、合計63人を任命し、銃器、わなによる捕獲や追い払い活動を積極的に取り組んでおります。

12、営農専門員の配置と、加工品セミナー開催について、6月1日より、営農専門員として、元広島県職員の吉永美和子氏を雇用しております。吉永氏は、本町の農業事情にも精通していることから、早速、専業農家の経営指導や、特産品の振興、加工品の法改正による資格取得等の指導をしていただいております。また、高齢化により後継者に悩む営農加工品団体の存続に向けた取組も開始をしております。7月21日に、農産物加工品セミナーを開催し、21人の町内農産物出荷者、加工品生産者が出席し、広島県西部保健所から、食品衛生法の改正及び専門委員から、加工品の基礎知識について研修を行いました。

13、イベント開催状況について、コロナ禍で、町プロモーションの機会が減少しておりましたが、8月11日に2件のイベントを実施しております。地域商社あきおたとともに、毎年、マツダスタジアムで実施するわがまち魅力発信隊に参加し、つけもの焼きそば、鮎の一夜干し、祇園坊柿ジェラートなど、町の特産品を販売したほか、来場者がもりみんと一緒に写った写真をSNSに投稿するなどのPRを行いました。また、3年ぶりのサイクリングイベントとなるファンライド広島inやまがたサイクルランド2022を北広島町と合同で開催しました。県内外から91人のサイクリストに御参加いただき、山県郡の自然を楽しむとともに、井仁棚田交流館、道の駅、来夢とごうち、太田川交流館かけはしに設置した、エイドステーションでは、町の特産品も楽しんでいただきました。

14、道の駅再整備について、道の駅再整備に関わる官民連携による事業所を検討するため、国土交通省の令和4年度、官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金の交付決定を6月17日に受けました。現在、道の駅周辺道路の交通量調査や、駐車場の稼働状況、施設需要等を把握するため、利用者調査を実施しております。これらの調査が、参加意欲の高い民間事業者を発掘するためのサウンディング、官民対話での根拠データとして生かすほか、道の駅の動線設計の精度向上や、導入機能の絞り込み等の検討に活用してまいります。

15、加計スマートインターのフルインター化について、加計スマートインターチェンジのフルインター化については、NEXCO西日本とも協議を行いながら、概算設計等の実現可能性調査を行っているところですが、物理的には、十分実現可能との感触を得たことから、6月14日に国土交通大臣あてに、

町として正式にフルインター化に向けた要請活動を行ってまいりました。また、町の取組として、フルインター化後の有効利用に関する利用促進勉強会を先行して立ち上げており、第1回の活動を、7月25日に開催したところでございます。この勉強会では、国土強靱化だけでなく、観光面においても、スマートインターを利用してもらえるよう、町内の観光施策検討や、地域の魅力発信、体験場所の提供など、様々な意見をいただきました。国土交通省が公表する、今年度の準備段階調査の候補地選定は、秋に行われる予定と聞いております。

16、広島県水道企業団設立準備協議会からの脱退について、かねて検討を続けてきた水道事業の広域連携について、町としては、単独経営を続けることを選択したことから、広島県水道企業団設立準備協議会からは、7月22日付けで脱退いたしました。本町が脱退するまでの令和4年度準備協議会事業費に対する負担金は、必要になることから、金額の確定後、今年度中の補正予算計上を予定しております。引き続き、安全で安心な水を町民に提供するとともに、今後は、水を財産としたまちづくりに向けた取組についても検討を進めてまいります。

17、黒い雨体験者への被爆者健康手帳交付について、国が示した新たな被爆者認定指針の運用が、本年4月以降、5か月を経過した現在、本町においても、援護の対象から漏れていた多くの黒い雨体験者に被爆者健康手帳が交付されております。8月31日現在の被爆者健康手帳等の申請交付状況は、次のとおりでございます。表をごらんください。現在、被爆者健康手帳や健康管理手当の交付申請に加え、医療費や介護給付費の還付請求に係る準備も進めているところであり、各種申請書を受理した際は、内容をしっかりと確認後、早期に県へ進達するよう、適正に事務を進めてまいります。

18、新型コロナウイルス感染症対策について、8月31日現在、本町では、累計で471人の感染者が確認されています。特に、本年8月に入ってから、町内施設等における集団感染をはじめ、家族内感染と思われる203人の感染事例が確認されており、8月12日付けで、広島県が独自に発出された医療非常事態警報以後も、連日、新規感染者が確認されています。これまで広島県においては、国の方針を踏まえつつ新たな行動制限は行わないこととされていることから、町内施設の利用制限や町外への移動自粛要請は実施しておりませんが、町民の皆様には、可能な方のワクチン接種の検討と、基本的な感染症対策の徹底について、継続して取り組んでいただくよう、広報、周知に努めてまいります。また、本町独自の取組として実施しております、要支援自宅療養者に対する食料品等の支援物品の配送に関しましては、県の対応が遅れがちな中、町民の生活を支える取組として評価をいただいております。8月31日現在で61件、221人の要支援自宅療養者に、114セットを届けております。

19、新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、本年6月末から3回目のワクチンを接種して、5か月を経過した60歳以上の方、18歳から60歳未満の方のうちで、基礎疾患のある方、さらには、医療従事者や施設従事者等を追加で、接種の対象とした新型コロナワクチンの4回目接種を実施中でございます。8月30日現在の接種状況は、以下のとおりでございます。表をごらんください。国からは、新たに5回目のワクチン接種について、10月半ばから、「オミクロン対応型のワクチン接種が開始できるよう準備を進めよ。」との連絡が来ております。5回目のワクチン接種は、現在流行しているオミクロン株に対応したワクチンということもあり、4回までのワクチンを接種済みの方はもちろん、これまでの3回目、4回目のワクチン未接種の方も含め、2回目のワクチンを接種済みで、前回の接種から一定の期間が空いている12歳以上の方全員が対象となる予定であります。現状において、まだまだ不明な点は多くありますが、遺漏なきよう、諸準備と体制整備を進めてまいります。

20、学校教育活動について、今年度より、町内全ての学校において学校運営協議会を設置し、5月下旬から6月初旬にかけて、第1回目の学校運営協議会を開催いたしました。委員の皆様には、校舎や授業の

様子を見学していただくとともに、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。7月13日から15日までの3日間、3小学校の5年生が合同で、国立江田島青少年交流の家において体験活動を実施しました。天候にも恵まれ、海の生物観察、キャンドルの集い、カッター、カヌー研修等、日常とは異なる江田島での体験活動を通して、仲間と支え合いながら、粘り強くやり抜く姿が見られました。8月2日、今年で10年目を迎える科学アカデミーを日本技術士会、中国本部の方を講師を招きし開催しました。この日は、科学工作を行い、町内49名の小学生の参加がありました。今後は、9月と10月に、小学校高学年、そして中学生を対象としての開催を予定しております。

21、保小中高連携について、7月28日、昨年度に引き続き、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。この協議会は、就学前から高校に至るまでの教育活動を連携して進めていくことを目的としております。協議会では、加計高等学校二川校長先生から、安芸太田町で育つ高校生の姿についての講話を聞いた後、安芸太田町らしさ、強みを生かした取組として考えられることについて協議をいたしました。

22、安芸太田町立志式について、6月18日、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた青少年育成安芸太田町民会議主催の安芸太田町立志式が、川・森・文化・交流センターで、町内中学生、中学校3年生31名を対象に開催されました。式では、各中学校生徒代表による決意表明が行われるとともに、記念講演として、本町出身で、宮大工として活躍されている清水開基(しみずかいき)さんから、夢や志を実現するために、努力を継続していくことの重要性をお話いただきました。

23、第60回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について、第60回大会は、公益社団法人日本ライフル射撃協会と、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会安芸太田町実行委員会の主催により、7月28日から31日までの4日間の日程で、筒賀ライフル射撃場で開催されました。今年は44都道府県から130校、選手マネージャー合わせて約500人の参加がありました。地元加計高校射撃部は、チームライフル男子において、団体で4位という好成績でした。射撃部員には、ボランティアスタッフとしても、大会の準備及び運営補助に携わっていただきました。

24、安芸太田町成人式について、8月14日、新型コロナウイルス感染症の影響により延期していました安芸太田町成人式を川・森・文化・交流センターで開催し、対象者40人中27人が出席されました。記念式典では、加川桃香(かがわ ももこ)さんが代表して成人宣言を行いました。アトラクション恩師からのメッセージで映像が流れると、町内で過ごした学校時代を懐かしむ様子がうかがえました。当日は、RCCのテレビ番組の取材があり、和やかな雰囲気にもまれ、盛会裏に終えることが出来ました。以上で御報告を終わります。

○中本正廣議長

以上で橋本町長の行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番 津田宏議員及び11番 佐々木美知夫議員を指名いたします。

○中本正廣議長

日程第4 会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日9月2日から9月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第5. 報告第5号

日程第6. 報告第6号

○中本正廣議長

日程第5、報告第5号、健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第6号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。町長からの報告を求めます。橋本町長、

○橋本博明町長

御説明させていただきます。

報告第5号健全化判断比率の報告について、この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第6号、資金不足比率の報告について、この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細につきましては、担当より御説明をさせていただきますと思います。

○中本正廣議長

はい。郷田総務課課長補佐。

○郷田総務課課長補佐

はい、失礼いたします。報告第5号、健全化判断比率の報告及び第6号資金不足比率の報告につきまして、議案とともに送付させていただいております令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足、比率報告書についてから、説明をさせていただきたいと思っております。

はい。まず、こちらの報告書でございますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年作成するものでありまして、地方公共団体の財政状況統一的な指標で明らかにしまして、財政の健全化や財政再生が必要な場合に迅速に対応をとれるよう、にすることを目的としておるものでございます。なおこの報告につきましては、一般会計のみならず、自治体が管理する企業会計等を含めたトータルでの財政力を検証する内容となっております。では1ページをお開きください。まず、1点目、健全化判断比率でございます。(1) 総括表に、各指標の結果を表でまとめさせていただいております。表の左から、一般会計等の実質的な赤字を判断する実質赤字比率、次に、一般会計を含む全ての会計について赤字を判断する連結実質赤字比率、続いて、一般会計等に対する公債費等の比重を示す実質公債費比率、そして、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき負債の度合いを示す将来負担比率でございます。なお、総括表の中段に、早期健全化基準及び財政再生基準となる比率を記載しておりますけれども、これらの基準を超えると財政が、財政状況は極めて悪く、早期の健全化が必要で、財政再生が必要と、いったレベルであることとなりますけれども、本

町の場合、お示ししている数字のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにバーの起債ということで、実質的な赤字はありません。また実質公債費比率も12.3%、将来負担比率は19.6%ということで、基準以内であり、早期の健全化など、必要となるような状況には今のところ至っておりません。では2ページ目のほうをごらんください。こちらのページから、個々の説明資料となっておりますので、各数値の補足説明をさせていただきます。実質赤字比率でございますが、この比率は、歳出に対する歳入の不足の、不足を標準財政規模で割って算出したものでございます。決算審査より事前の説明となりますけれども、令和3年度一般会計の決算においては、歳入総額90億637万1000円に対しまして、歳出総額85億5845万9000円で、差引き4億4791万2000円となり、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、3億5916万1000円となりまして、赤字がないということになります。ウの欄に示す、実質公債比率はバーの表示とさせていただいております。ちなみに、比率につきましては、7.09%ということで、前年度とほぼ横ばいの状況となっております。続いて3ページ目をごらんください。連結実質赤字比率でございます。先ほど申し上げましたが、この比率は、一般会計等のほか、企業会計やその他の特別会計も含めた収支比率を記載しております。公営企業会計以外の特別会計としましては、表のイの欄に記載しております。①国民健康保険事業特別会計から④の介護サービス事業特別会計、四つの特別会計とがございます。また公営企業会計の関係におきましては、表のウの欄になりますけれども、①の病院事業会計のほか、簡易水道事業会計、四つの会計がございます。それぞれの会計の実質収支は、表に記載のとおり、資金不足はないということで、オの欄に示す、連結実質赤字比率はバーの表示させてもらっております。比率においても、30.76%ということで、前年度、約4ポイント改善している状況でございます。続いて4ページをごらんください。こちらは、実質公債比率となりますが、この比率は公債費等の借金返済の負担の状況を示した指標として位置づけられております。具体的には、一般会計の町の一般会計の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、町の標準財政規模を基本とした金額で割ったものを、3年平均の値でございます。算定に必要な数字は表のとおりでございます。これを参式に当てはめると、令和3年度単体の比率は、カの欄に記載しております 12.09421%となりまして、前年度比0.6ポイント上昇、悪化、しておりますけれども、3年平均にしますと、キの欄に示しておるとおり、12.3%となりまして、前年度比0.1ポイント改善している状況となっております。近年の大型公共投資に係る多額の公債費の比率を毎年続けている状況でございます。令和6年度が7年度あたりまではこうした上昇傾向といったことが、続く見通しでございます。それでは5ページ目をごらんください。こちらは将来負担比率のことになります。この比率につきましては、地方税の残高や債務負担行為に基づく支出の予定額や、特別会計に係る公債費の支払い、さらには、職員の退職手当支給額等の、町が将来負担することが決まっております実質的な負債に当たる額から、負債の償還に充てることができる基金等除いて、標準財政規模を基本とした数値で割って求めたものでございます。これらにつきまして算式に当てはめまして求めた数値につきましては、表のセの欄にお示しをさせていただいております。19.6%となっております。昨年度の36.6%比較しまして、大幅な改善ということでございます。しかし状況としましては、起債残高は、計画的な償還等により、一般会計及び特別会計とも減少している状況ではございますが、臨時経済対策に係る普通交付税の追加交付であったり、あと、大幅な財政調整基金の積立て増の影響により、これは一時的な影響によって将来負担比率が好転しているものでありますので、今後数年にわたって更なる起債償還の増加も予定されております実質公債比率とともに、この指標についてもより注視をしていく必要があると思っております。次に6ページをお開きください。資金不足比率のことになります。公立病院や下水道などの公営企業、またはそれに類する事業の資金不足を公営企業等の事業規模である料金収入の規模と比較

して標準化しまして、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。公営企業等につきましては、独立採算制が原則ということでございます。企業会計の赤字や借金が大きくなって、一般会計に大きな影響を及ぼさないようにですね、個々の経営状況をチェックするためのものでございます。6ページの総括表でお示ししているとおり、法適用企業、法非適用企業、いずれにしてもですね、資金不足は生じてないということに記載させていただいております。7ページ目になります。7ページ目、病院会計の個別説明となります。法適用企業であります病院事業の状況でございますが、令和3年度の決算で見ますと、Aの欄でございます。流動負債が2億6813万5000円。Bの欄、控除すべき、病院事業債関係が6186万4000円。そしてDの欄でございますが、流動資産が、13億2912万4000円ということで、全体で資金不足がマイナスという表示ですけれども、11億2285万3000円となっております。簡単に申しますと短期的に返済を要する負債が2億6800万円あります。それで現金を含めた、すぐに払える手持ちの現金と、資金力になりますけれども、13億2900万円余りある。資金としては11億2285万円余り余裕があるということで、表の1番下③にありますけれども、現在資金不足は発生しないという結果になっております。最後のページになります。こちらが法適用していない、簡易水道事業関係のあと二つの会計、下水道関係になります。特別会計でございますけれども、今この表に記載のとおり、いずれの会計におきましても、資金不足はマイナス表示ということで資金不足は発生していないという結果になっておるものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

これで、報告第5号及び報告第6号を終わります。

日程第7. 議案第62号
日程第8. 同意第1号
日程第9. 同意第2号
日程第10. 同意第3号
日程第11. 同意第4号
日程第12. 同意第5号
日程第13. 議案第63号
日程第14. 議案第64号
日程第15. 議案第65号
日程第16. 議案第66号
日程第17. 議案第67号
日程第18. 議案第68号
日程第19. 議案第69号
日程第20. 認定第1号
日程第21. 認定第2号

○中本正廣議長

日程第7、議案第62号、固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認についてから、日程第21、認定第2号、令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてまでの15件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして説明をさせていただきます。議案第62号、固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認について、固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、補欠委員として、本年8月4日に齋藤和典氏を選任したので、町税法第423条第5項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

続いて、同意第1号から同意第3号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任について。本年11月10日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員について、引き続き、現在の3名の方を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第4号並びに同意第5号農業委員会委員の任命について、欠員となっている農業委員会委員について、2名の方を新たに任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第63号、安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本町の職員の育児休業等に関する制度について改正を行おうとするものです。

議案第64号、安芸太田町議会議員及び安芸太田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、公職選挙法施行令の改正に準じて改正するものでございます。

議案第65号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ3億178万6000円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が、新型コロナワクチン接種に係る国庫補助金、デジタル技術導入支援の県補助金の増、起債の振替や過疎対策事業等に係る町債の増、前年度決算に伴う繰越金が主なものです。歳出は、総務費が安芸太田町教育の在り方懇話会開催に伴う費用の増、筒賀支所、安野出張所に係る修繕、改修費の増、前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増及び県補助金採択による過疎対策事業の財源更正に伴う過疎対策事業基金積立金の増、集会所等施設整備補助金の増、民生費は、人事異動に伴う職員給与費の増、前年度の生活保護費等を始めとする各事業費確定に伴う国庫負担金等償還金及び介護保険特別会計への繰出金の増、衛生費は、新型コロナワクチン接種対応等に係る委託料等の増、配水管布設工事等に伴う簡易水道特別会計への繰出金の増、農林水産業費は、林道、道路維持に係る工事請負費の増、商工費は、観光施設における施設修繕費の増、土木費は、町道における道路維持、補修工事費の増、消防費は、防災行政無線子局の雷被害による修繕対応、教育費は、資材高騰等に伴い、加計中学校LED照明取替え工事費の増が主なものです。また、債務負担行為を追加についてもお願いするものでございます。

議案第66号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ5214万5000円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増及び前年度事業の精算に伴う、介護給付費負担金等償還金の増が主なものです。

議案第67号、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3006万3000円の増額を定めるものです。今回の補正は、戸河内排水区配水管布設工事費の増、公営企業、公営企業会計移行業務委託料の増及び前年度繰越金の整理に係る簡易水道事業基金積立金の増が主なものです。

議案第68号、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1202万1000円の増額を定めるものです。今回の補正は、公営企業会計システム構築に係る委託料の増及び前年度繰越金の整理に係る特定環境保全公共下水道事業積立金、基金積立金の増が主なものです。

議案第69号、令和4年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）、令和4年度安芸太田町病院事業会計の補正予算（第2号）は、業務の予定量の補正及び、収益的収入及び支出の予定額を2943万1000円補正するものです。今回の補正は、収入については、新型コロナ包括支援金等の増収と、支出は、燃料単価の世界的な上昇及び、円安による電気代の単価増や、物価上昇が見込まれることが主なものです。

認定第1号、令和3年度歳入歳出決算の認定について、令和3年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第5号の規定により、主要施策の成果に関する調書を付けて、令和3年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか、9つの特別会計の歳入歳出決算について、議会の認定に付すものでございます。

認定第2号、令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について、令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。以上、詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

これで提出の提案理由の説明を終わります。以上提出議案については後日、詳細説明、審議を行います。本日の日程は以上で、全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前10時40分 散会
